

富津市建設工事等低入札価格調査実施要領

平成 30 年 3 月 26 日制定

令和 7 年 4 月 1 日最終改正

(目的)

第 1 条 この要領は、富津市が競争入札により工事又は製造の請負（以下「建設工事等」という。）の契約を締結する場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 第 1 項（同法施行令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるか否かを判断するために実施する調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第 2 条 低入札価格調査の対象は、設計金額 1,000 万円を超える建設工事等の契約を締結しようとする場合に適用する。ただし、市長が低入札価格調査の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(低入札価格調査事項)

第 3 条 低入札価格調査は、最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次の事項について行うものとする。

- (1) 当該建設工事等を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項の適否
- (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- (3) 当該入札者の経営状態
- (4) その他必要な事項

(調査基準価格)

第 4 条 低入札価格調査を実施する基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号により定めるものとする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1 円未満切り捨て）の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、調査基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た額が予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額（以下「入札書比較価格」という。）に 100 分の 92 を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格の 100 分の 92 を乗じて得た額とし、入札書比較価格に 100 分の 75 を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に 100 分の 75 を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額

- イ 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に 100 分の 68 を乗じて得た額

(2) 建設工事等の性質上前項の規定により難しいものについては、前項の算定方法にかかわらず、入札書比較価格に 100 分の 92 を乗じて得た額から入札書比較価格に 100 分の 75 を乗じて得た額の範囲内で適宜の額とする。

(予定価格調書への記載)

第 5 条 予定価格決定権者は、事務の適正な執行を確保するため、予定価格調書に、調査基準価格を「(○○○円)」と記載し、さらに、当該調査基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た金額を「(入札書比較価格 ○○○円)」と記載するものとする。

(価格失格基準)

第 6 条 調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者のうち、次の各号に定める者は失格とする。

(1) 算定項目に、当該算定項目ごとに定める次に掲げる割合を乗じて得た額（1 円未満切り捨て）の合計額を下回った額で入札した者

- ア 直接工事費の額に 100 分の 75 を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に 100 分の 70 を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に 100 分の 70 を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に 100 分の 30 を乗じて得た額

(2) 入札書に添付した入札金額内訳書に記載の算定項目の額のいずれかが、当該算定項目の失格基準を下回った者

(調査対象者)

第 7 条 低入札価格調査の対象者（以下「調査対象者」という。）は、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者で、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者のうち、次の各号に該当していない全ての者とする。

- (1) 入札参加資格の有無の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者
- (2) 前条に定める価格失格基準に該当した者

(入札者への周知)

第 8 条 契約担当部長は、一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知に次の内容を明記するとともに、入札約款等を提示する際及び入札執行の際に説明するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ後日それを決定すること及び入札者に対しその決定を通知すること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低価格入札者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

(5) 低価格入札者との契約に係る契約の保証の額は、請負代金額の 10 分の 3 以上とすること。

(6) 低価格入札者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とすること。

(入札の執行)

第 9 条 入札の結果、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、入札執行者は、落札者の決定を保留する旨を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げてその入札を終了するものとする。

2 前項の規定による落札者の決定を保留する旨の宣言及び落札者を後日決定する旨の告知は、電子入札を執行した場合においては、電子入札システムにより保留通知書を発行することをもって代えるものとする。

(調査の実施)

第 10 条 契約担当課長は、前条により保留した後速やかに、次に掲げる事項について書類及び事情聴取等の調査を行うものとする。

(1) 当該価格で入札した理由

(2) 入札価格の積算内訳の詳細の検討

(3) 下請け予定業者等の状況

(4) 手持工事の状況

(5) 契約対象建設工事等場所と入札者の事業所、倉庫等との関連

(6) 資材（機器）の調達に関する事項

(7) 手持ち機械に関する事項

(8) 労務者の供給に関する事項

(9) 過去に施工した同種の公共工事名、発注者及び成績状況

(10) 建設副産物の搬出地

(11) 経営内容

(12) 経営状況及び信用状態等

ア 直近の決算の財務諸表等

イ 建設業法違反の有無

ウ 賃金不払の状況

エ 下請代金の支払遅延状況

(13) その他の必要な事項

2 調査対象者は、開札した日の翌日から起算して 7 日以内に、低入札価格調査報告書（別記第 1 号様式）に別表第 2 の提出書類一覧に定められたすべての書類（以下「調査報告書等」という。）を、書類作成要領に従い作成し提出しなければならない。この場合において、提出すべき期限の末日が富津市の休日（平成元年 6 月 26 日条例第 18 号）第 1 条に規定する市の休日にあたる場合は、その期間は翌日に満了するものとする。

3 調査報告書等については、一度提出された後の書類の差し替え及び追加提出は認めないものとする。

- 4 調査対象者が指定の期日までに調査報告書等を提出しない場合、契約担当課長は低入札価格調査を実施せずに当該調査対象者の入札を無効とするものとする。
- 5 調査対象者に係る調査結果について価格失格基準に該当すると判断したとき又は前項により入札を無効にされた者となったときは、その時点における調査対象者のうち次に低い価格をもって入札をした者について、第1項及び第2項の規定による手続きを実施する。なお、同価格の者が2者以上あるときは、くじにより審査順位を決定する。

(富津市低入札価格審査委員会の設置)

第11条 前条の規定により調査を実施した場合は、その内容を基に調査対象者が契約の内容に適合した履行が可能かを審査するために、富津市低入札価格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、契約担当部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長が欠けたとき又は事故あるときは、契約担当課長の職にあるものがその職務を代理する。
- 6 委員は、次の職にある者をもって充てる。
 - (1) 建設工事等の発注担当部長
 - (2) 建設工事等の発注担当課長
 - (3) 建設工事等の設計担当課長（(2)と重複する場合は、設計担当係長）
 - (4) 契約担当課長
- 7 委員長は、必要があると認められるときには、関係職員の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(審査委員会への付議)

第12条 契約担当課長は、第10条による調査を実施した結果を低入札価格調査表（別記第19号様式）及び提出された調査報告書を、審査委員会への調査結果の提出について（別記第20号様式）により、審査委員会に提出し、意見を求めるものとする。

(審査委員会による審査)

第13条 審査委員会は、前条の規定により意見を求められたときは、速やかに必要な審査を行い、審査委員会での審査結果について（別記第21号様式）により報告するものとする。

- 2 審査委員会は、提出された調査報告書等のみでは、当該契約書の内容に適合した履行がされないおそれの有無を判断するに十分でないと認めるときは、書類の追加提出を求めるものとする。

(落札者の決定)

第14条 市長は、審査委員会の審査結果の報告に基づき、最低価格入札者を落札者とするか否かを決定するものとする。

- 2 市長は、最低価格入札者を落札者としなかった場合には、他の者のうち予定価

格の制限の範囲内の価格をもって最低価格入札したもの（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第 10 条から第 13 条までの規定に準じて取り扱うものとする。

（入札結果の通知）

第 15 条 市長は、落札者を決定したときは、入札参加者に対して入札結果通知書（落札者に対しては、別記第 22 号様式、その他の入札者に対しては、別記第 23 号様式）により通知するものとする。

（調査結果の公表）

第 16 条 低入札価格調査の結果を低入札価格調査結果（別記第 24 号様式）により公表するものとする。

2 前項の規定による公表は閲覧及び富津市ホームページにより契約締結後遅滞なく行うものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 11 年 3 月 25 日制定の富津市低入札価格調査実施要領は廃止する。

平成 11 年 3 月 25 日制定の富津市低入札価格調査に関する事務手続細則は廃止する。

平成 11 年 3 月 25 日制定の富津市低入札価格審査委員会設置要領は廃止する。

附 則（令和元年 9 月 2 日改正）

（施行期日）

1 この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

令和 3 年 3 月 19 日一部改正 令和 3 年 4 月 1 日施行

令和 4 年 3 月 28 日一部改正 令和 4 年 4 月 1 日施行

令和 5 年 3 月 13 日一部改正 令和 5 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 1 月 15 日一部改正 令和 7 年 4 月 1 日施行